

令和2年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第3回）

日時：令和2年6月25日（木）午前11時～

場所：都庁第二本庁舎 31階 特別会議室 23

—— 会 議 次 第 ——

- 1 環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議
（仮称）北青山三丁目地区市街地再開発事業

- 2 その他

【審議資料】

資料1 「（仮称）北青山三丁目地区市街地再開発事業」調査計画書

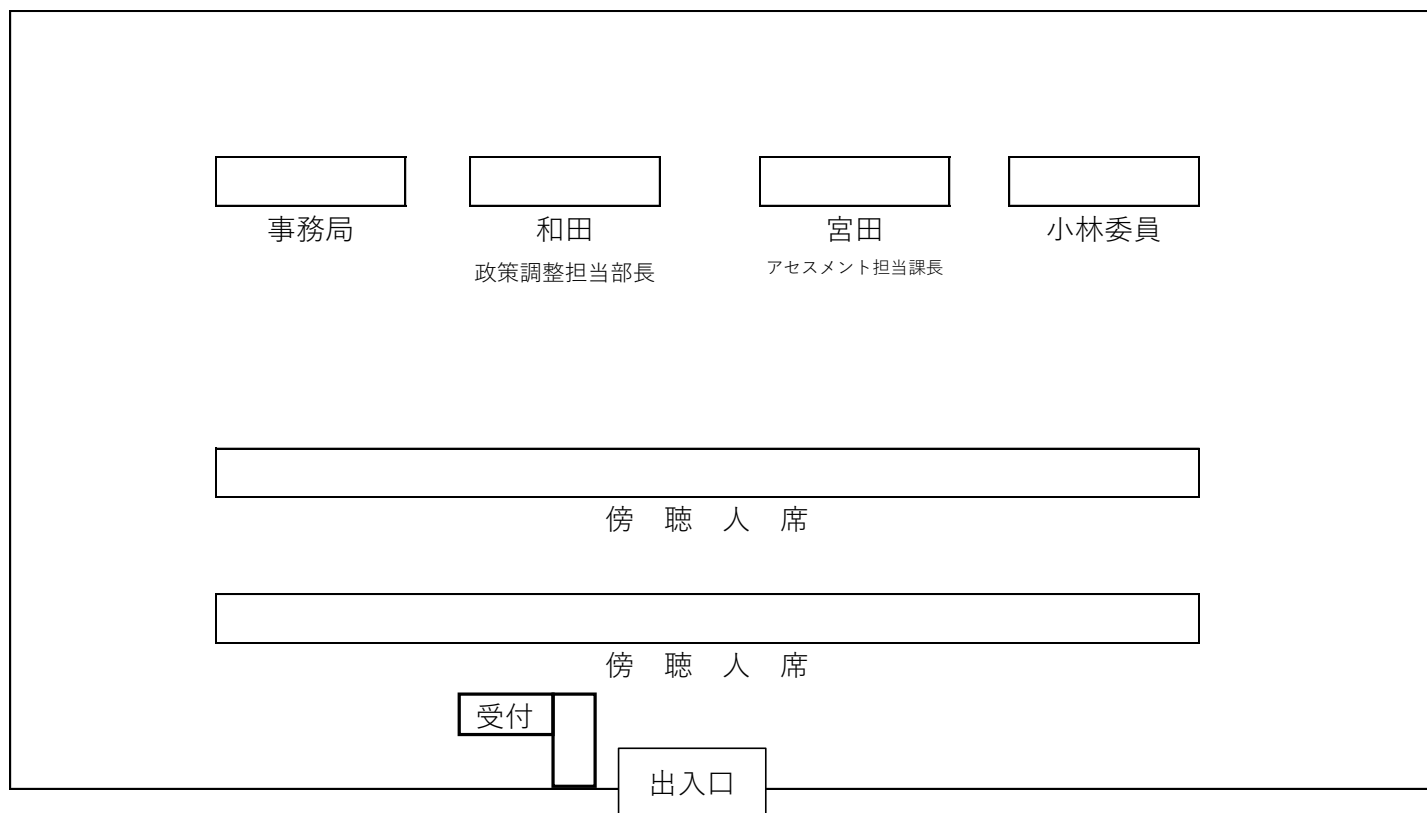
資料1-1 環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び項目別審議について

資料1-2 「（仮称）北青山三丁目地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書について（案）

令和2年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会 座席配置

日時：令和2年6月25日（木）午前11時～

場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室23



<Webexによる出席者>

審議会会長 柳委員
第一部会長 齊藤委員
荒井委員
奥委員
玄委員
小堀委員
高橋委員
堤委員
寺島委員
平林委員
森川委員

(11名)

第一部会 審議資料

環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の 項目選定及び項目別審議について

(年月日) 令和2年6月25日

(事業名称) (仮称)北青山三丁目地区市街地再開発事業

1 選定した環境影響評価の項目 11項目 (選定した理由 P95～96)

大気汚染、騒音・振動、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、
史跡・文化財、廃棄物、温室効果ガス

【大気汚染、騒音・振動 共通】

大気汚染及び騒音・振動について、影響に配慮すべき計画地周辺の施設として、教育施設
や福祉施設等に加えて医療施設についても明らかにした上で、適切な環境保全のための措置
を検討し、予測・評価を行うこと。

2 選定しなかった環境影響評価の項目 6項目 (選定しなかった理由 P97～98)

悪臭、水質汚濁、土壌汚染、地形・地質、生物・生態系、自然との触れ合い活動の場

意見なし

3 都民の意見及び周知地域区長の意見

別紙のとおり

「（仮称）北青山三丁目地区市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書に対する
都民の意見書及び周知地域区長の意見

1 意見書等の件数

| | |
|-------------|-----|
| 都民からの意見書 | 0 件 |
| 周知地域区長からの意見 | 3 件 |
| 合 計 | 3 件 |

2 周知地域区長からの意見

【港区長】

1 全般的事項

- (1) 環境影響評価書案を作成する際には、調査の方法、評価の基準などについて、内容及び表現をさらに工夫し、本計画の特徴が適切に表記されるなど、区民が理解しやすいものとなるようにしてください。
- (2) 対象事業を進めるにあたっては、今後、区のまちづくり関係部署と十分に協議するとともに、計画地周辺の住民及び関係者への丁寧な情報提供に努めてください。
- (3) 計画地周辺の住民及び関係者等からの街づくりを含めた意見・要望等を尊重し真摯に対応してください。

2 工事について

- (1) 「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」（以下「区要綱」という。）の内容を踏まえ、近隣紛争の未然防止、地域における生活環境の保全に努めてください。
- (2) 解体建物については、事前調査を行いアスベストの有無を把握して、調査内容を書面で記録・保管してください。また、区要綱や大気汚染防止法等の法令に基づく報告や届出及び飛散防止対策を講ずるとともに、適切な廃棄物処理を行ってください。また、近隣住民からの問い合わせに対しては、丁寧に説明してください。
- (3) 特定建設作業実施届出など必要な届出をすると共に、十分な近隣説明を行ってください。

3 交通について

環境影響評価書案には、本事業に伴い生じる交通量や流れの変化による周辺環境の変化について予測評価を分かり易く記載してください。特に、車両出入口付近等建築物周辺の変化を丁寧に記載してください。

4 風環境について

- (1) ビル風対策について、予測地点等の設定においては、港区ビル風対策要綱に基づき、事前に協議してください。
- (2) 風洞実験等には、港区環境リサイクル支援部環境課「ビル風対策に係る手引き（平成25年4月版）」を参考とし、防風植栽モデルの形状やセンサーの取り付け位置等について詳細に写真撮影を行い「風環境予測と対策の届出」において報告してください。

5 温室効果ガス

- (1) エネルギーを利用する機器については高効率なものを採用してください。
- (2) みなとモデル二酸化炭素固定認証制度に基づき、港区と協定を締結した自治体から産出される協定木材等の国産材の使用に努めてください。

6 緑化・景観について

青山通りの街路樹を生かした緑のネットワークの形成を図り、景観の確保と、港区緑を守る条例を順守するとともに、目に見える緑化に配慮するなど、区民の憩いの場となる環境を整えてください。

7 その他

本事業の他に近接して、都営住宅建替事業及び民活事業の整備などが計画されていることから、これらの事業や計画内容も踏まえ、予測・評価をしてください。

【渋谷区長】

1 大気汚染

工事用車両の走行並びに、工事完了後における関連車両の走行に伴う排出ガスによる大気質への影響を最小限にするよう都民の健康と安全を確保する環境に関する条例で定める、アイドリング・ストップの遵守を徹底すること。

2 騒音・振動

工事施工中の工事用車両の具体的な走行経路については、今後の協議によるものと考えられるが、環境影響の予測・評価にあたっては、想定される走行経路や走行台数等を踏まえ、適切な調査地点等を設定し、実施すること。

3 風環境

計画地に隣接した神宮前三、四丁目地区には、多くの住宅が建ち並び、建築後の風害が懸念される。ビル風の発生等、計画段階において十分な予測調査を行い、効果的な対策を検討すること。

【新宿区長】

1 全般的事項

工事予定期間が長期に亘ることから、周辺地域への環境影響を最小限に止め、周辺環境との調和を図り、適切な調査及び評価・検討が行われるよう要望する。

2 大気汚染及び騒音・振動

工事施工中の建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い発生する排出ガス・粉塵等、騒音・振動について、施工計画・施工方法の十分な検討を行い、近隣への影響を極力小さくするよう努められたい。

3 電波障害

計画地は、衛星放送の電波到来方向である新宿区の南側に位置する。

そのため、計画建物の設置による遮蔽障害及び反射障害等の受信障害が起きないように努められたい。また、工事の施行中においても受信障害が発生する恐れがあるため、評価の対象とされたい。

4 景観

代表的な眺望地点の選定にあたっては、新宿御苑からの眺望の影響を検証するため適切に追加選定されたい。

5 温室効果ガス

地球温暖化対策が喫緊の課題となっていることから、施設の供用にあたっては、エネルギーの使用削減が一層推進されるよう検討されたい。

「（仮称）北青山三丁目地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書について（案）

第 1 審議経過

本審議会では、令和 2 年 5 月 14 日に「（仮称）北青山三丁目地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第 2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【大気汚染、騒音・振動 共通】

大気汚染及び騒音・振動について、影響に配慮すべき計画地周辺の施設として、教育施設や福祉施設等に加えて医療施設についても明らかにした上で、適切な環境保全のための措置を検討し、予測・評価を行うこと。

第 3 その他

選定した環境影響評価の項目及び調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合や、調査等の手法に変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

【審議経過】

| 区 分 | 年 月 日 | 審 議 事 項 |
|-----|-----------------|--|
| 審議会 | 令和 2 年 5 月 14 日 | ・ 調査計画書について諮問 |
| 部 会 | 令和 2 年 6 月 25 日 | ・ 環境影響評価の項目選定及び項目別審議 (大気汚染、騒音・振動、地盤、水循環、 日影、電波障害、風環境、景観、 史跡・文化財、廃棄物、温室効果ガス) ・ 総括審議 |
| 審議会 | 令和 2 年 6 月 26 日 | ・ 答申 (予定) |